

**(仮称)新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例
の制定に向けた関係団体説明会における質疑等**

No.	骨子	意見の趣旨	意見に対する区の考え方
1	① ③ 基本理念・目的	国や都がもっと厳しく取り締まれるような法律を作るべきではないでしょうか。	昨年、医薬品医療機器等法(旧薬事法)及び都の薬物濫用防止条例が改正され、警察及び国、都道府県の各取締機関による規制及び罰則等の強化が図られました。新宿区としても、区民等及び関係機関とともに撲滅に向けた対策を推進し、区民等の安全で平穏な生活の確保をしていきます。
2	① ③ 基本理念・目的	区で、厳しく取り締まることはできないのですか。	危険ドラッグの取締りは、医薬品医療機器等法(旧薬事法)及び都の薬物濫用防止条例等に基づく調査、取締りを国、都及び警察が行っており、区には調査その他薬物を取り締まる権限がありませんが、条例を制定し、区は区民、事業者等と協力して危険薬物撲滅活動を推進していきます。
3	① ③ 目的・基本理念	条例の制定は大賛成です。早急な施行を望みます。	昨年6月に池袋で発生した危険ドラッグ乱用者による死傷事件を契機として、危険ドラッグの脅威が明らかになりました。その後も全国で危険ドラッグの使用に起因する事件事故が後を絶たず、新宿区内においても危険ドラッグの使用に起因する交通人身事故が発生するなど深刻な社会問題となっております。また、国や都、警察が立入りを波状的に行い、指定薬物を追加指定するなど対策を強化した結果、販売店舗は大幅に減少しました。しかしながら、新宿区内においては未だに2店舗(1月6日現在)が営業を続けている状況にあります。 全国で官民が一体となり危険ドラッグ撲滅に向けた取組が行われるなど、危険ドラッグ撲滅の気運が醸成されている今を絶好の機会と捉え、早急な条例制定が必要です。そこで、新宿区議会第1回定例会に、(仮称)新宿区危険ドラッグその他の危険薬物撲滅条例(案)を提案します。可決されれば、本年4月1日に施行する予定です。
4	⑤ 及び 情報の 提供 の 収集	区内には、現在、何店舗存在していますか。また、自分たちの商店会の地域には存在していますか。	1月6日現在、歌舞伎町地区に2店舗確認されています。
5	⑤ 及び 情報の 提供 の 収集	インターネットなどで販売をしていると聞いたことがあります。取り締まりはどのようになっていますか。	危険ドラッグのインターネット販売に関しては、昨年の法改正により、販売や広告に関する規制がされました。昨年、警視庁は、サイバーパトロールを行い、108のサイトについて管理者に送信防止措置(削除)を依頼し、削除しています。
6	⑦ 危険 薬物 撲滅 の 指定 等	危険薬物撲滅特定地区は、どこを指定するのですか。	特定地区は、新宿駅周辺の繁華街を指定する予定です。具体的には、現在、客引き行為等防止特定地区として指定している地域(歌舞伎町1・2丁目、新宿2・3丁目、西新宿1丁目)を危険薬物撲滅特定地区に指定する予定です。
7	⑦ 危険 薬物 撲滅 の 指定 等	なぜ、新宿駅周辺の繁華街を特定地区と指定するのですか。	新宿駅周辺の繁華街は、不特定多数の人が行き交う場所で、現在も危険ドラッグを所持していた人が検挙されたり、販売店舗も所在しているなど、違法薬物が販売されやすい環境が窺えることから、この地区を特定地区にしたものです。

No.	骨子	意見の趣旨	意見に対する区の考え方
8	⑧協力員	危険薬物撲滅活動協力員は誰が指定されるのでしょうか。	現在、客引き行為等防止指導員としてパトロール活動に従事している方を指定させていただき、兼務してもらう予定です。
9	⑧協力員	危険薬物撲滅活動協力員は、具体的には何をやるのでしょうか。 (他に同趣旨の意見1)	通常、客引き防止パトロールや防犯パトロールを実施していただく際、販売を謳う看板や広告など危険ドラッグの販売等に関する情報の発見に努めていただき、情報を入手した場合は、区若しくは警察に通報していただくものです。 なお、危険ドラッグ撲滅パトロールとして新たなパトロールなど、それに特化した活動をしていただくことはありません。
10	⑧協力員	危険ドラッグに関する知識が無い。 危険ドラッグ販売店や製造所などを発見するポイント等の資料が欲しい。 講習会などはしてもらえるのか。 (他に同趣旨の意見3)	警察や都から危険ドラッグに関する情報を収集し、それを資料化して、危険ドラッグの販売等に関する着眼点など、随時、最新の情報を提供させていただきます。 また、要請があれば、警察と協力して講習会等を行います。
11	⑧協力員	パトロールに警察官は同行してもらえるのでしょうか。	現在、新宿警察署から客引き防止パトロールに警察官の協力をいただいております。今後も、警察官の派遣は引き続きしていただけることになっております。
12	所⑫有建者物の責区分	マンション管理組合の規約を作成する際の参考にしたいので、ひな形等が欲しい。	現在、不動産業界(新宿区支部)は、弁護士と相談して賃貸借契約書の特約条項などを作成中です。出来上がりましたら、参考にお渡します。